

『昭和 100 年記念』令和 8 年度すかがわ特撮塾プレ体験『ジュニア塾生』募集要項

1 趣旨

須賀川特撮アーカイブセンターでは特撮文化の継承や発展のために、特撮の現場で使われる技術を実践的に学んで特撮やものづくりのおもしろさを体験しながら、仲間たちと共に一つの映像作品を作り上げる「すかがわ特撮塾」を令和 4 年度より実施しています。今年度は昭和 100 年を迎えることから、昭和の時代に円谷英二監督が礎を築いた特撮技術に親しむことのできる場として、今年度 5 期目となるすかがわ特撮塾のプレ体験をする『ジュニア塾生』に参加する人を募集します。

2 募集期間

令和 8 年 5 月 25 日（月）～令和 9 年 3 月 1 日（月）

※「すかがわ特撮塾」各回の実施日 1 週間前まで応募可能とします。

※各回の受け入れ可能人数に達した時点で応募を締め切ります（先着順）。

【すかがわ特撮塾令和 8 年度スケジュール】

第 1 回：令和 8 年 7 月 17 日（土）、18 日（日）

第 2 回：令和 8 年 8 月

…（決定後追記）

3 募集人数

各回 10 名程度

※先着順で参加可能な方を決定します。

※プログラムの内容によって定員数が変更となる可能性があります。

4 参加費

無料

4 応募資格

市内に居住している又は市内の小学校、義務教育学校に通学している小学 5・6 年生

5 応募方法

当募集要項の内容をすべて確認したうえで、須賀川特撮アーカイブセンターホームページの「すかがわ特撮塾をプレ体験！『ジュニア塾生』を募集します」記事内にある URL より応募してください。

応募者には応募から 1 週間以内にセンターからメールでご連絡するほ



募集記事はこちら！

か、当日の詳細は参加回の2週間～1週間前にメールでご連絡します。

6 注意事項

- (1) 応募により、本要項に同意したものとみなします。
- (2) 未成年の方が直接応募する場合は、親権者などの同意を得た上で応募してください。
- (3) 応募者は、本事業の紹介や記録のために須賀川市がすかがわ特撮塾の活動で制作した作品や怪獣等を利用することを認めることとします。
- (4) 本活動で制作した作品及び怪獣等の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て、市が制作者（すかがわ特撮塾参加者）から無償で譲渡いただいたものとみなします。また、参加者は、将来にわたって著作権者人格権を行使しないものとします。
- (5) 応募者は、本活動で制作したものについて市が商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- (6) 応募者の個人情報については、本募集に関すること、また本事業の運営上必要な場面（保険適応等）に限って使用します。なお、報道機関から塾生個人への取材依頼があった場合には本人に確認を取ったうえで情報提供する場合があります。
- (7) 参加者として決定した方の親権者から著作権等の権利譲渡等に関して同意書を提出いただきます。
- (8) 申込後、ご参加いただけることが確定した方にはご連絡いたします。各回の定員に達し次第その回には申込ができなくなりますので、募集状況については詳細ウェブページよりご確認ください。
- (9) 本規定に定めのない事項については、市において適宜決定いたします。

7 お問い合わせ先

須賀川特撮アーカイブセンター ☎(0248)94-5200 (9:00～17:00) 火曜・水曜休館

Mail: tokusatsu@city.sukagawa.fukushima.jp

※中高生対象「すかがわ特撮塾5期生募集」については下記ページをご確認ください。

<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/tokusatsu/tokusatsu-juku/5-katsudo/9146.html>